

商品概要説明書－遺産整理業務＜相続手続安心パック＞－

2014年4月1日現在

項目	内容
1. 商品名	遺産整理業務＜相続手続安心パック＞
2. ご利用者	以下のすべてに該当される方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人が5名以下の方 ・ 相続財産が自宅（私道負担は含む）と金融資産（株式を除く）のみである方 ・ 被相続人の取引金融機関が5社以内かつりそな銀行1社ではない方 ・ 被相続人の取引金融機関に証券会社がない方
3. サービス内容	<p>ご相続人全員と委任契約を締結することにより、ご相続人に代わって遺産相続手続の事務を行ないます。</p> <p>通常の＜相続手続代行サービス＞では、相続財産の調査・相続財産目録の作成をいたしますが、＜相続手続安心パック＞ではこれらのサービスは行いません。</p>
(1) しくみ	<pre> graph LR A[相続人 お申込人] -- ①事前のご相談 --> B[りそな銀行 受任者] B -- ②委任契約の締結 --> A A -- ③遺産分割協議書 --> B B -- ④相続手続の実施・財産のお引渡し --> A A -- ⑤遺産整理業務終了報告 --> B </pre>
4. 手数料	相続財産評価額にかかわらず、定額の手数料を申し受けます。 手数料額 540,000円（税抜き 500,000円）
5. 当社の苦情対応措置及び紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人信託協会または一般社団法人全国銀行協会をご利用いただけます。（当業務に関し信託協会では時効中断効はありません。） 一般社団法人信託協会 連絡先：信託相談所 電話番号0120-817335 または 03-3241-7335 一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109 または 03-5252-3772
6. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ● このサービスは、ご相続人全員から委任契約を受けることができ、遺産整理業務を遂行する上でご相続人のご協力が得られることを前提といたします。 ● 通常の業務終了のケース以外に、「遺産整理に関する委任契約書」の規定に基づき、以下の場合にも終了する場合があります。 <ol style="list-style-type: none"> ① 相続開始後8ヶ月を経過する日までに遺産分割協議が調わないとき ② 受任者において遺産分割手続きの実施に著しい時間または費用を要すると判断したとき ③ その他受任者において本契約の遂行が困難と判断したとき ● 当社は、遺産分割に関するご相続人間の調整・調停等を行ないません。 ● 審査により、お申込の意にそえない場合がございます。

りそな銀行